

# 大森小学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### (1) 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

平成29年4月24日改訂された「横手市いじめ防止等のための基本方針」において、いじめの定義を「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。

これに伴い、大森小学校では、本校の全ての子どもが安心して生活し、共に学び合うことができる環境や風土を学校全体で作り上げることを目指し、家庭・地域・専門機関との連携のもと、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置（対処）を図るための基本方針を定めるものとする。

### (2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### ①いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

- ・いじめは許されない行為であることを学校の教育活動全体を通して子どもに十分に理解させ、全ての子どもがいじめを行わず、また、いじめを傍観したり放置することがないようにする。
- ・本校の全ての教職員、子どもが、いじめは人権を侵害する不当な行為であるという認識の下、問題に対して毅然な態度で臨み、いじめ防止等に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ。
- ・子どもを見守っている学校、家庭、地域が「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である」、「いじめは学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、子どもとの信頼関係を築きながら、いじめ防止等の役割と責任を果たしていく。

#### ②いじめ未然防止

全ての子どもがいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、子ども全員を対象とした未然防止の取組を行う必要がある。

そのため、次の4点を重点内容とする。

- ・一人一人の子どもをいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性や人間関係形成能力を育む継続的な取組。
- ・家庭や地域との連携のもと、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、いじめをなくす児童の主体的な行動を支援するなど、学校や地域全体にいじめを許さない風土を形成する取組。
- ・全ての子どもが授業場面で活躍できるように、日々の授業において基礎学力を定着させるとともに、自分との違いを排除せずに理解する態度を育てるための授業づくりを目指す取組。
- ・インターネットによるいじめを防止するために、情報モラル教育年間指導計画を整備し、発達段階に応じた指導を積み重ねていく取組。

### ③いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対処の前提となるものである。教職員の連携による組織体制の下、子どもの小さな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応すること、を基本とする。

次の3点を重点内容とする。

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談による早期発見と的確な実態把握の取組。
- ・ 個別の問題に対する広域カウンセラーへのつなぎや電話相談窓口の利用について、全ての子ども、保護者への周知をするなど、子どもがいじめを訴え、通報しやすい体制を整える取組。
- ・ 日記や学習ノート、健康観察などの日常的教育活動を通して、子どもを観察する意識的な取組。

※学校以外の相談窓口

「24時間いじめ相談ダイヤル」「いじめ緊急ホットライン」「やまびこ電話」  
「子ども人権110番」

### ④いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた子どもや通報した子どもの安全を確保することを第一優先とする。その上で、いじめを行った子どもに対する適切かつ毅然とした指導、保護者に対する誠実な対応を組織的に行うことを基本とする。

次の5点を重点内容とする。

- ・ いじめ防止等に向けての組織的、実効的な対応を行うための校内生徒指導委員会（いじめ、不登校等対策）を設置し、実態の的確な把握、迅速かつ適切な対応。

さわやか委員会（いじめ・不登校等対策）

○校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主事 ○養護教諭

○当該児童学級担任・同学年担任

外部人材

○市教育委員会生徒指導担当 ○広域カウンセラー

●スクールソーシャルワーカー（必要に応じて）

- ・ いじめ防止等についての校内研修の実施を通じた、いじめを把握した場合の対処の在り方について教職員の理解。
- ・ いじめ等の問題に対する積極的な学校への援助が得られるよう、学校、地域（民児協）、行政（福祉）の三者による日常的な協力関係の構築。
- ・ いじめの内容が犯罪行為等の重大な事態と認められる場合には、横手市教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて所轄警察署等の外部の専門機関との連携を基にした適切な対処。
- ・ いじめが認められた場合、関係児童等の在学期間を通して、日常的な注意深い観察を継続。

## ⑤家庭、地域、関係機関等との連携

子どもを取り巻く社会全体（家庭、地域、関係機関等）との連携を深め、子どもを見守りながら、健やかな成長を促していくことを基本とする。

次の3点を重点内容とする。

- ・ P T A組織、学校評議員会等において、本校や地域のいじめへの対応状況について協議する機会の設定。
- ・ 本校の取組について、学校評価（保護者、職員）による客観的評価を図りながら改善。
- ・ 地域や家庭とのつながりを重視した体験活動の充実。

## 2. いじめ防止等のための具体的な取組

### (1) 地域や家庭と連携した子どもの社会性や豊かな心を育む体験活動の実践

- ・ 地域との関わりの中から児童生徒の心を育てることを意図した体験活動の実施。

＜活動の例＞

①事前の活動 - ②大森町老人福祉施設訪問（白寿園、老健おおもり、森の家、くつろぎの里おおもり） - ③事後の評価・振り返り（次年度に向けて）

※ これは例年、全学年が各施設を訪問し、学習の成果を発表して交流を深めるものであるが（R1までは、あやとりなどの遊びや肩もみをして交流を図っている）、今年度も全学年が何らかの形で交流できるように計画している。

### (2) 子ども同士の関わり合いを深める交流活動の充実

- ・ 学年を超えた中で、集団の一員であることを自覚し、教え合い助け合おうとする心を育てたり、互いのよさを認め合ったりする態度を養うために、年間を通じて『森の子班（全校縦割り）活動』を計画的に実施。
- ・ 他者とのコミュニケーションの必要性や人と関わり合うことの大切さに気付かせ、人間関係形成能力を育成するための、外部人材を活用した体験学習、ワークショップの実施。
- ・ 子どもの居場所づくりという観点から、「分かる授業」の実践を図るとともに、子どものコミュニケーション能力を育む場としての視点を加えた話し合い活動の実践。
- ・ 特別の教科道徳、特別活動の学習を事前・事後の指導に取り入れたネットいじめ等の情報モラル指導や命の教育の実践による、望ましい規範意識やコミュニケーション能力の定着。
- ・ 横手明峰中学校区4校の教職員による統一指導項目（学習・生活）の作成と、児童生徒間で情報モラルの共有化。



森の子班活動（森の子班遊び）

(3) 子どものサインを見逃さない「観察・情報収集・客観的理解」による早期発見の取組

- ・子どもが出すサインを見逃さない「いじめサイン発見シート」を活用した積極的な観察。
- ・定期的な教育相談等、子ども、保護者、教職員からの情報を積極的に収集。
- ・学校生活に関する意識調査、ネット利用実態調査等の調査による客観的な理解によるいじめ早期発見への積極的な取組。
- ・アンケート調査と校内生徒指導委員会（「さわやか委員会」いじめ・不登校等対策）との有機的な関連による、学校のいじめ問題に対する組織的な取組の評価・改善。

3. 小中連携組織としてのいじめ対策等の推進

(1) 学区内の小中連携をより充実させ、9年間で児童生徒を見とる組織体制の推進

- ・横手明峰中学校区におけるいじめ対策等、小中連携して生徒指導を推進するための生徒指導担当者会を中核とする各部会と連携した組織的体制づくり。
- ・年数回の生徒指導担当者会を開催（必要に応じて他部会と共催）し、それまでの取組と活動の評価・振り返りを実施し、児童生徒のより主体的な成長を促すための取組についての見直しや検討を図る。

(2) 組織図

